

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

邑楽町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

邑楽町長

公表日

令和3年12月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法、予防接種法施行令及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル 宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第10項及び第93の2の項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第6号(委託先への提供)

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 115の2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2、16の3 ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 115の2項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課 保健センター 健康推進係
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	住民課 窓口係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 0276-47-5015
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月6日	評価書名	予防接種関係事務 基礎項目評価書	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	予防接種関係事務	予防接種に関する事務	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供	予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、 予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 実費の徴収	事後	
平成29年1月6日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	
平成29年1月6日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の10項並びに予防接種法第5条等	・番号法第9条第1項 別表第一の第10項 ・予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
平成29年1月6日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の17、18、19の項並びに予防接種法施行規則第10条等	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2項	事後	
平成29年1月6日	5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉課 健康推進係	健康福祉課 保健センター 健康推進係	事後	
平成29年1月6日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉課 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	健康福祉課 保健センター 健康推進係 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地3 0276-88-5533	事後	
令和1年6月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、 予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 実費の徴収	予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、 予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収	事後	
令和1年6月1日	2. 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	予防接種ファイル 宛名管理ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)」の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)」の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2、16の3項	事後	
令和1年6月1日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月28日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び予防接種法施行令に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収	事後	
令和3年3月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)」の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19の項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2、16の3項	【番号法第19条第7号及び別表第二】 (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「予防接種法による予防接種の実施、給付(同法第十五条第一項の疾病又は障害に係るものに限る。)」の支給、実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 16の2、17、18、19 ・別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」を処理するために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項 115の2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 16の2、16の3 ・別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項 115の2項	事後	
令和3年4月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収	予防接種法、予防接種法施行令及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種事業に関する事務を実施する。 予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 (1) 予防接種の実施、実施の指示、必要な協力 (2) 健康被害救済の給付の支給に関する事務 (3) 健康被害救済給付の請求の受理、審査、支給、支給内容の変更 (4) 実費の徴収 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行し接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

[illegible]